



第3回富士山百景写真コンテスト入選作品『早春の香り』(写真提供 富士市)

厚生労働省は、海外在住の国民年金任意加入被保険者が保険料を前納後、前納期間の途中で帰国して被保険者資格を喪失した場合の保険料還付の取扱いについて、昨年二月一日から取扱いを改善した。帰国後に本人が引き続き第一号被保険者となることを希望する場合は、前納保険料を還付しないで保険料納付済期間に算入するよう、平成二二年一月二九日付で通知した。

これまで、前納期間中に資格を喪失した場合、前納した保険料のうち未経過期間の保険料をいったん還付したうえで、改めて第一号被保険者として保険料の納付を求めているが、不合理ではないかとの意見が寄せられていたため、年金局が取扱いを改善した。施行日前にすでに保険料の還付を受けている人についても、本人が希望すれば同様の扱いを可能とする。

日本年金機構と地方厚生局に

改善の通知を発出し、市区町村にも周知を図る。

市区町村に「ねんきんネット」の協力を要請

厚生労働省は、日本年金機構が二月末よりサービスを開始する「ねんきんネット」について、市区町村に協力を要請するとともに、協力の可否をとりまとめている。昨年一〇月に各地方厚生局から各市区町村に対し協力要請の通知を送付。その際に①市区町村窓口におけるねんきんネット情報の提供に係る業務概要(案)②ねんきんネットマニュアル本編(案)③ねんきんネットマニュアルFAQ(案)なども添付している。昨年一月に各市区町村より協力の可否や検討中といった回答を受け、本年二月に覚書を締結して業務開始となる運びだ。市区町村でねんきんネット業務に使用する端末は、既存の市区町村情報照会シ

ステムで使用している端末を使用する。

市区町村の担当者の受付方法等は以下のとおり。

受付1 申請者が本人の場合

①ねんきんネット申込書(窓口で配付・記入)②本人確認書類(免許証など原則顔写真付きのもの。なければ年金手帳や住民票など二種類の本人確認書類が必要)の提出を受ける。機構から送付された基礎年金番号や照会番号が記載された書類の提出は任意。

受付2 申請者が代理人の場合

①ねんきんネット申込書②来訪者が代理人本人かどうか確認する書類(本人申請の場合と同じ)の提出を受ける。

ねんきんネットの操作と申請者への対応

本人確認後、端末でねんきんネットの申請者の画面をプリントアウトし、年金記録の見た方を説明したりフレッツを添えて渡す。その際に申請者

から質問があれば可能な範囲で説明する。年金記録に関する具体的な質問や厚生年金等被用者年金に係る記録の質問があれば、最寄りの年金事務所やコールセンターの電話番号を紹介する。

二二年九月末時点の適年数は約一万三千件に

厚生労働省は昨年一月三〇日、適格退職年金制度の動向を同省のホームページに掲載した。二二年九月末時点の契約数は一万二、七四四件で、加入者数は一八八・五万人。二二年度末時点(契約数一万七、一八四件、加入者数二五〇・一万人)から、それぞれ四、四七〇件、六一・六万人減少した。このほか、二二年九月末時点で閉鎖型適年(加入者が存在せず、受給者のみの適年)が、三、一三三件(受給者数約四・五万人)存在している。

Topics

前納保険料還付の取扱いが改善される

前納保険料を還付せず納付済期間に算入

年金報

2011. 1. 5 January

Vol. 620

発行所 社団法人日本国民年金協会
編集発行人 河野 暁
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894
<http://www.nenkin.or.jp/>
E-mail: koho08@nenkin.or.jp
振替 東京 00190-2-77193
年間購読料 1,890 円(税込・送料共)
(昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

謹賀新年

会員各位のますますのご発展を祈念致しますとともに、本年もなお一層わかりやすく、役立つ年金制度の各種情報を会員及び関係者の皆様にお届けして参りますので今後ともご愛読賜りますようお願い申し上げます。

二〇一二年 元旦

社団法人 日本国民年金協会 会長 阿部 恂
職員一同

「スポーツランド みやざき」の推進

本市は、温暖な気候と美しい自然に恵まれ、全国的にも有数の観光地として高い評価を得てきました。

近年では、特にスポーツキャンプのメッカとして、プロ野球やJリーグサッカーキャンプを始め、大学や社会人のスポーツ合宿なども盛んに行なわれております。

このような、スポーツキャンプを活かした観光振興は、本市の観光施策の大きな柱であることから、平成二二年三月に策定した新たな観光振興計画においては、「スポーツランドみやざきの推進」を観光戦略のひとつとして位置付け、施設整備はもとより、様々な支援を行うなど積極的に取り組んでいるところでございます。

いよいよ二月からは、本格的なキャンプシーズンに突入いたします。読売ジャイアンツ、福岡ソフトバンクホークスのプロ野球球団のほか、鹿島アントラーズや浦和レッズなど十数チームのJリーグチームが本市でキャンプを行う予定です。プロの選手を間近で見られるチャンスですので、皆様も是非、宮崎へお越しください。

年金制度改革は慎重な計画と 繊細な配慮を

社団法人日本国民年金協会
会長

阿部 恂



明けましておめでとうございます。

会員の皆様をはじめ関係者の皆様におかれましては、新しい年を迎え心新たに一年のスタートをおきりになられたこと存じます。

ところで、昨年を振り返って見ますと世の中全体が、大きくバランスを崩したように見えます。

す。地球温暖化などによる環境

変化のバランス、日本をはじめ欧米先進国と発展途上国との間の経済、通貨のバランス、日本で見れば高齢化に伴う人口構造のバランス、政権交代に伴う政治世界でのバランスなど様々なものが、構造の変化のなか、バランスを欠いた状況が生まれています。

私どもがかかわる年金制度に

おきましても同様な状況が生まれてきています。国民年金保険料の未納問題からはじまり、俗に「宙に浮いた五千万件」の年金記録問題など虚実を取り混ぜた報道や論争が沸き起こり、責任論から年金制度の実施主体であった社会保険庁が民間団体の日本年金機構へと変わりました。

新年を迎えて

厚生労働省年金局長

榮畑 潤



平成二十三年の新春を迎えるに当たり、謹んでお慶び申し上げます。

本年は昭和三十六年に国民皆年金が実現してから五十周年を迎える記念すべき年であり、我が国の誇る皆年金制度の維持・発展に向けて決意を新たにしているところであります。

新たな年金制度の創設につきましては、総理を議長とする「新年金制度に関する検討会」において、昨年六月に新年金制度の基本原則が取りまとめられました。大臣の御指示の下、国民的な議論もいただきながら、新制度の具体的な制度設計に向け

て取り組み、平成二十五年の法案提出を目指してまいります。

一方、現行年金制度の改善への取組としましては、無年金となる方の発生を予防することともに、高齢者の年金額を充実させる観点から、国民年金保険料をさかのぼって納められる期間の延長や、企業年金制度の改善などを内容とする年金確保支援法案が国会において審議中であり、その早期成立に努めてまいります。

また、基礎年金の国庫負担につきましては、年金制度の持続可能性の確保のために、国庫負担割合二分の一を維持すべく、

た。一見、改革されたようにも見えますが、問題の本質はさておき、これがすべて本当に言われたようなことだったのかな、といった感じがしないでもありません。選挙などで声高に叫ばれた年金改革、最低保障年金の話、年金財源などもどこがどうなったのか、よく分からないまま新しい年を迎えてしまいました。荒れた海の中の起きては消える波のような格好です。

混乱、混迷、バランスの崩れた激動の時代にはすべての事について、目の前の大きな声だけに惑わされず、じっくりと行先を見極める慎重な姿勢で、ものごと臨むことが大切です。

特に、年金制度のように人生の長期、生活の大半がかかわる問題の改革、改正に当たっては慎重な計画、繊細な配慮が必要です。それらを欠くと大きな悲劇を生みかねません。年金制度について長い歴史をもつヨーロッパの諸国ではこれらを教訓として改革に取り組んでいます。

年金改革にしろ、現行の諸制度にしろ、国民一般にすべての事について十分な理解が行き渡っているとはいえません。むしろ、あらぬ誤解に基づく不信の方が広まっている感も否めません。年金制度は国民の深い理解とそれに基づく信頼の上での協力が必要です。次世代につなぐ

は、昨年十二月一日からスペイン及びアイルランドとの協定を発効しており、これまでに発効した協定国数は十二カ国となっております。本年はブラジル及びスイスとの協定について、国会承認に向けて準備を進めてまいります。また、現在、インド等の七カ国との間で交渉や協議を行っているところであり、今後とも、協定締結国の一層の拡大に取り組んでまいります。

年金の資金運用については、長期的な観点から、安全かつ効率的な運用に努めてまいります。また、一昨年末より専門家による検討の場を設置し、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を行い、昨年末に議論を取りまとめました。検討会における議論及び年金制度・財政や独立行政

法人制度の見直しの動きも踏まえ、必要を見直しに取り組んでまいりたいと考えております。また、社会保障協定について

強い絆として築かれなければなりません。それには従来型のマスコミによる通り一遍の説明では国民の理解が深まるとは思えません。人と人、直接の話し合いの中での啓発活動が極めて重要だと考えられます。

そこで当協会は、会員及び関係者の皆様に『年金広報』を中心に年金制度への理解を深めるための各種資料を提供してまいりました。また、同様の趣旨で年金委員の方々の組織化などへの努力も重ねてきました。年金行政の構造変化、バランスの崩れたこの時代において、会員及び関係者の皆様の要望に十分応えられたかについてはいささか

稼働いたします。更に本年二月末には、「ねんきんネット」がスタートいたします。インターネットを利用して、いつでも手軽にご自身の年金記録を確認していただけるサービスですので、多くの国民の皆様にご利用いただきたいと考えております。

日本年金機構が発足して、一年が経ちました。この間、日本年金機構では、最優先課題である年金記録問題への取組とあわせて、さまざまな課題に取り組んでまいりました。サービスの向上は、その大きな柱の一つです。「お客様へのお約束十か条」の制定と実践、「お客様文書モニター会議」を通じてのわかりやすい文書づくりなど新しい取組も進めておりますが、なお一層の努力を重ねるよう指導してまいります。

このほか、国民年金保険料の納付率の低下傾向に歯止めをか

忸怩たる思いもないではありません。

しかし、年金制度の前線に立つ会員及び関係者の皆様にとっては激動の時代だけにより多くの情報を求めておられると思います。年金行政の構造的な変化の中で、様々に困難な問題、難しい課題が生じてはいますが、それだけに最前線に立つ会員と関係者の皆様のご苦勞が絶えないのだと思っています。

当協会は、今年も『年金広報』をはじめとする年金制度の各種資料、情報を会員及び関係者の皆様にお届けする決意をもって年頭のご挨拶にさせていただきます。

けること、厚生年金の未適用事業所への適用対策を進めることなども、大きな課題です。これらについては、厚生労働省と日本年金機構が密接に連携し、力を入れて取り組んでまいります。

社会保険病院及び厚生年金病院については、関係自治体などの御意見も伺いながら、地域において果たしている役割や経営状況の把握などに取り組みつつ、今後とも地域医療に貢献することができるよう努めてまいります。

以上、新年を迎えての私の決意を述べました。年金制度には、取り組むべき多くの課題がありますが、本年も長期的な視野に立って全力で取り組んでまいり所存です。最後に、本年の皆様方にとって実りあるものとなることを祈念いたしまして、御挨拶の結びとさせていただきます。

とじき

宮崎県宮崎市

戸敷 正 市長



がんばろう！ 「元気な宮崎」をつくるために

二〇一〇年は口蹄疫問題で揺れた宮崎市。経済は大きなダメージを受けたが、市民四〇万人の総力戦で「元気な宮崎」をつくりあげたいと、戸敷正市長は語る。

口蹄疫は四月に発生し、四カ月後の八月二七日に終息宣言を迎えた。二月に就任した戸敷正・宮崎市長にとっては、就任早々に難題に直面したことになる。しかし、「口蹄疫問題は一つの教訓ともなった」と市長は語る。

宮崎の主要産業は農業・畜産だが、この一産業の損害により、商業・運輸、観光などあらゆる産業がダメージを受けた。そこへ来て、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の問題も浮上している。不測の事態やグローバル化にも耐えられる強い産業をつくりあげる必要性を、あらためて思い知らされたのだ。

今後の対策として市長が掲げるのは、まず加工産業の育成。「宮崎は肉牛生産では全国第三位、野菜の生産額も高い。しかし加工では遅れをとり、宮崎産のものが他県で加工・商品化され全国で、そして地元宮崎でも売られている。地元での加工産業の育成は、新たな雇用を創出するとともに、新たな収入源にもなる」と市長。

企業の誘致も必要だ。若い人は大学を出ても仕事がないため、宮崎を出ていく。宮崎県は県民一人あたりの平均所得額も低く、全国で四五位だ。

「せっかく育成した人材も所得も税収も、県外に流出している。新しく家族をつくる人も増えず、このまま少子化と人口減少が進むと市の将来はどうなるか。企業誘致で雇用を創出し、若者や家族世帯を増やし、所得を向上させたい」。



所得が増えれば、税収も増え、さらには年金保険料の支払い率向上にもつながるだろう。「市町村には住民が安定した生活を送れるような政策を推進する責任が

年金で安心して生活できるようにするのは市町村の役目

ある。だから、年金受給者も安心して生活できるように所得を向上させることが、市町村の役目と捉えている」。

所得と税収が増えれば、現在四二％に落ち込んでいる宮崎市の自主財源比率も伸び、強い宮崎市が実現できると期待する。

戸敷市長は「株式会社宮崎市役所」というスローガンも掲げている。市を一つの「会社」と見立て、市民は株主、市長は社長、職員は社員と想定し、全市民の総力戦で宮崎市という会社を元気にしていくという発想だ。「株主である市民は税金が効率的に使われているか常に監視し、市長と職員は市民の役に立つ仕事をする。そもそも、市民の役に立つべき場所だから『役所』であり『役人』ですからね」。

効率的財政運営のため、市は今年から、外部委員による「事業仕分け」を独自に実施した。これまで内部によるチェックはしてきたが、外部の視点はやはり新鮮なものがあるという。

一方、少子化を食い止めたい宮崎市に絶対に欠かせないのが子育て支援策。子どもの医療費

無料化も実現させたい考えた。また、子どもの見守りをきっかりとする支え合いのまちづくりもお互いの顔が見える小学校区などの単位で進める。「雇用や所得だけでなく、子育てしやすい環境や地域のきずながあってこそ、人は定着し家族もつくろうと思えるので」。

口蹄疫で「がんばろう宮崎！」が合言葉になったが、いまは全国への「ありがとう！」が合言葉になりつつある。そして、多くの人に宮崎を訪れてもらうことが願いだ。

「宮崎は新幹線も通っていない。高速道路も東九州自動車道はまだ全線が開通していない状況であり、陸の孤島」とも呼ばれている。しかし一方では肉も野菜も果物もおいしく、温泉もあり、冬も天気がよくサーフィンをや野球などいろいろなスポーツが楽しめる。また、歴史や神話の舞台でもあり、最近人気のパワースポット巡りの地としても注目されています。ぜひ皆さんには、宮崎へお越しいただき、豊かな自然や豊富な食材を使った料理などで、宮崎を満喫してほしいですね（市長）。

宮崎市 Data Box

【人口】		(平成22年11月1日現在)	
総人口	402,682人		
0～14歳	59,324人	14.7%	
15～64歳	258,470人	64.2%	
65歳以上	84,888人	21.1%	

【年金被保険者数】		(平成22年10月31日現在)	
被保険者数	199,263人		
第1号被保険者	64,429人		
第2号被保険者	104,666人		
第3号被保険者	30,168人		

【年金受給者数】		(平成22年3月31日現在)	
国民年金	77,086人		
厚生年金	80,047人		

【年金受給額】		(平成22年3月末日現在)	
国民年金	50,682,613,300円		
厚生年金	52,267,045,600円		

(資料 宮崎市、宮崎年金事務所)
※宮崎年金事務所の数字は国年、厚年ともに合併前のものです。
※厚生年金については旧船員保険分が抜いてあります。
※第2号被保険者数は宮崎年金事務所管内の数字です。

宮崎県宮崎市 国保年金課

市民の相談の 受け止め役に



後列左から大谷さん、深野さん、串間さん、荒巻さん、宮脇さん、矢野さん、藏富さん。前列左から椎葉さん、田頭さん、大倉課長、小嶋さん、山本さん。

職員六名、嘱託職五名(うち窓口常駐は四名、入力担当一名)という宮崎市国保年金課国保年金係。職員の胸の名札には「がんばろう宮崎！」や、宮崎弁で「がんばるや宮崎！」と書かれ、復興をめざし職員一丸となってきたことがうかがえる。

同課は当初、今年は口蹄疫被害で年金保険料を支払えない人が増えるのではと予想し、支払い免除の申請ができることをラジオなどで市民に広報した。しかし、国から手当金等が交付されたこともあってか、口蹄疫を理由とする免除申請は結果的にあまりなかったという。

同課での業務は国民年金関連にとどまり、厚生年金の相談や年金記録の照会などは年金事務所受けている。市役所と年金事務所との違いが分からない人や、市役所で何でも相談にのってくれるものと思って来る人もあるが、同課としては範囲を越えた対応はできない。「結局この窓口は何をするところなのか」と市民からいらだちをぶつけられるのはつらい。ただ、なかにはひとしきり話してスッキリした様子で帰る人もおり、一つの受け止め役になっているようだ。相談者のなかには、年金保険

料の支払いが三〇〇カ月を満たないため受給権がないと分かり、窓口でガックリと肩を落とす人もいる。また、保険料を納付したくても二年が過ぎ無理という人も。「気の毒ですが私たちも何もできない。制度が見直されればと思うのですが(同課)」。

納付可能期間を延長する法案もあるが、今臨時国会では継続審議となり見通しが不明。一方、制度が変わった場合、それに伴う大勢の市民からの相談に、いまの職員体制でどこまで対応できるのかという不安もよぎる。

日本年金機構になり、全国一律の事務処理が進められているところだが、その分事務作業が細かくなったようにも感じられ、改善があるとうれしいところだ。限られた窓口業務の中でいま努力できることといえば、年金制度に関する市民からの基本的な質問等には答えられるようにしておくということ。そのためには職員研修も必要だ。「年金の仕組みは本を読むだけでは分かりにくく、年金事務所にも研修会開催を要望している。この一年は口蹄疫問題で余裕がなかったが、引き続き積極的に受講して研鑽に励みたい(同課)」。



年金事務所

お客様第二の実践場が年金事務所

「公務員的」になつていないか、厳しくチェック

昨年一月に発足した日本年金機構。保険料の徴収や年金の給付といった本来業務に加え、年金制度への信頼回復を図るといふ重い課題を背負ったスタートであった。一年が経過して現場はどのように変わろうとしているのか。

「頑張る年金事務所」の三回目は静岡県富士市の富士年金事務所を訪ねた。

富士年金事務所

訪れた富士年金事務所は、雪をまとった富士山が手を伸ばせば届きそうな距離にある絶好のロケーションにある。ただ事務所の建物は建築後三〇数年が経過しており、外観はお世辞にもきれいとは言いがたいし、室内に足を踏み入れても「ゆったりと年金相談ができる」あるいは「余裕を持って事務作業をこなす」物理的な条件に恵まれているとは言いがたい。

しかし事務所に入って驚かされるのは職員手作りの案内や表示が随所に効果的に掲示されていること。専門業者の手によるものに比べると、仕上がりでは見劣りするかもしれないが、その素人らしさが「人と人が支えあふ、世代と世代が支えあふ」社会保障制度や年金制度と妙にマッチしているように思えてくるのだ。

また待合コーナーには地元の絵手紙クラブの提供する作品が展示され、年金相談などで事務所を訪れる人の目を束の間楽し



岡村所長

ませてくれている。最近では事務所にこれといった用はなくとも、絵手紙を見に事務所を訪れる人もいっている。職員のやる気が事務所の雰囲気を変え、それが少しずつかもしれないが、地域の住民にも浸透し始めたといえるかも知れない。

発足後一年が経過した日本年金機構。現場はどう変わろうとしているのか。富士年金事務所の岡村所長に取材した。

岡村所長は社会保険庁採用。保険庁で仕事を覚え、保険庁で鍛えられた人である。その意味では保険庁の解体には感慨深いものがあるが、そんな想いは胸の底に隠して今日も現場のリーダー、責任者として「改革」の旗を振り続けている。

岡村所長が年金事務所に異動する前は、保険庁運営部の企画課、船員保険室、総務課の三課室にかけもちで在籍。現場に対して指示する側にいた。RFOでの社会保険施設の処分に法人設立準備から携わったことや船員保険室では全国健康保険協会への移行の準備に没頭していたこともあるという。

富士年金事務所へ赴任すると「岡村さん、くじ運悪いね」と、声を掛けた人がいたというが、

ご本人は「やってやろうじゃないかと思いました」といたって前向きだ。そんな岡村所長に事務所の現状と課題、解決に向けた取り組みなどを聞いた。

年金記録問題への対応はいかがですか？

職員もスタート時は四四名だったのですが、数字では表せないほどの未処理がありましたから、とても終わりそうもないというので早々に定員の増員を要求しました。そして順次新人を一〇数人採用しましたが、その執務スペースもない状態だったので、物置と化していた会議室を片付け、記録問題専用のスペースを確保し、仕事のやり方も変えて行きました。

それまで一人の職員が一件の年金記録を最終回答まで担当していました。ベテランの職員ならそれでもいいと思います。でも新人を一挙に採用したものですから、「調べる人」と「回答する人」という具合に分業体制を採用しました。最初はそれでも大変だったのですが、慣ればこちらの方が早いですから、分業体制ですと「これは難しい案件だから」と棚の奥にしまっておくこともなくなりました。

この一年間は一にも二にも記録問題でした。私も覚悟を決めて未処理の責任は問わないか

厳しくチェック

たのはこの事務所だけではないと思うし、皆さん現場では大変な苦労をしていると思います。混乱や苦労を経験として学びながら「やっと一年遅れのスタートを切った」というのが実感ですね。

ら、処理することに全所体制で全力を尽くそうと職員に訴えました。職員は最初から緊張感を持って仕事をしてくれました。最初の朝礼のとき、みんなきりっとしたいい顔をしていましたからね。

事務所も変わりました。物理的にも、トイレが壊れていたり、窓ガラスの一部が破れていたたりしたのですが、きれいにしました。事務所の前の木も伐ってさっぱりとしました。以前は木の葉や木の実が落ちてきて近所から苦情をいただいていたのですが、今は有志の職員が始業前に掃除するなどしてやっと近所の理解も得られるようになりました。

自分たちの身のまわりをきれいにするという、当たり前のことではあるのですが、それができるようになった。混乱してい



職員の意識はどのように変わりましたか？

もちろん変わってはいます。しかし現状に満足することなく、もっともっと変わって行かなければと思っています。「公務員的な意識」になっていないか、私も含めて職員には常に考えてもらいたい。「おはようございます。いらっしゃいませ。ありがとうございます」は基本のあいさつで、発声練習を兼ねてやっています。ところが職員から「いらっしゃいませ」は年金事務所にあさわしくない

たのはこの事務所だけではないと思うし、皆さん現場では大変な苦労をしていると思います。混乱や苦労を経験として学びながら「やっと一年遅れのスタートを切った」というのが実感ですね。



分かりやすい言葉で接して「コミュニケーションを密に」

中央から来た所長を迎え、現場はどのように受け止め、何をやろうとしているのだろうか、管理職の皆さんに聞いた（順不同・発言順）。

まず昨年一月に民間から採用された厚生年金適用調査課長の北村さんは「とくに民間から来たという意識はしていません」と、すっかり職場に溶け込んだ感じで、「職場でのCS活動に力を入れ、お客様満足度をあげて行きます」と語る表情もさわやかだ。

副所長の露木さんは年金畑が長く、愛知社会保険事務局や東

のではないかと疑問が出されました。

また来てくださいを連想する、物販の言葉ではないかというのです。しかしお客さんも保険料を払っていたらいいんです。いらっしゃいませとお迎えして当然ではないでしょうか。ある程度の威厳や風格はあってもいいし、なければいけない。でもお客さんをお迎えする姿勢は、目線を下げてお客様第一でなければと思っていますし、実践していくしかないと思っています。

お客様一人に何分時間を費やしたか計るようについて、平均二〇分以内と指示しています。もちろん障害年金や遺族年金では一時間かかるものもあります。それはそれでいいんです。ただそうでない方については相談内容を即座に把握し的確にお

答えすることにより、お客様の待ち時間も含めてトータルでの時間短縮に努めています。また、書類の追加などが必要なお客様には事務所あての封筒をお渡しし、再来所が必要なお客様には優先受付票をお持ち頂き一般のお客様とは別に対応ができるようにするなど、いろいろな取り組みを始めているところです。そうやって待ち時間を短縮したら「外へ出よう」といっているのです。出張年金相談です。まずは事務所から遠い富士宮市役所の相談コーナーなどを活用させていたかどうかという話も進めていますし、富士市とも進めようと思います。年金受給者協会とも説明させてもらえる場を設けてほしいとお願ひしています。年金の実際を知ってもらう機会を少しでも増やして行きたいと思っています。

度末までには六〇％に持って行きたい。そのためには若者対策と所得階層別のきめ細かな対応が大切」とする一方で「市役所と協力連携をさらに進めたい」と地に足のついた体制の構築を目指している。

最後はお客様相談室長の山下さん。「お客様の待ち時間を少なくする。そのためにはお客様一人当たりの面談時間は二〇分以内を目標にしています」。そして「正直、以前の職員の対応には横柄なところもありました。でも今はまったく変わりました。お客様の評判もいいんです。よりよいサービスに向けて職員のコミュニケーションも密にしています」とやる気十分だ。

待ち時間も含めてトータルでの時間短縮に努めています。また、書類の追加などが必要なお客様には事務所あての封筒をお渡しし、再来所が必要なお客様には優先受付票をお持ち頂き一般のお客様とは別に対応ができるようにするなど、いろいろな取り組みを始めているところです。そうやって待ち時間を短縮したら「外へ出よう」といっているのです。出張年金相談です。まずは事務所から遠い富士宮市役所の相談コーナーなどを活用させていたかどうかという話も進めていますし、富士市とも進めようと思います。年金受給者協会とも説明させてもらえる場を設けてほしいとお願ひしています。年金の実際を知ってもらう機会を少しでも増やして行きたいと思っています。

ファイナンシャルプランナーの井戸美枝さんに聞く

国民年金基金の活用で自営業者に ゆとりのあるライフプランを

今回の国民年金基金の特集では、社会保険労務士でファイナンシャルプランナーでもある井戸美枝さんに登場していただいた。神戸市に在住している井戸さんは、神戸と東京との間を行き来し、週の半分は東京で仕事をこなしているという多忙のなか、東京の事務所で国民年金基金についてお話をうかがった。

国民年金基金のメリットは

国民年金基金のメリットというと、まず第一にどんな点があげられますか。

井戸 資産は、すぐにつくれるものではありません。コツコツ積み立てることが一番よい方法だと思います。では、積み立てるのに何が有利かということを考えてみると、知らず知らずのうちに貯まっていって、自動的に積み立てられるもの、長期にわたって積み立て、年金受取りをするため、運営主体が安心できるものであることがポイントです。さらに、税金のメリットがあるうれしいですね。国民年金基金のメリットはここにあると思います。

自営業者の人が受け取る老後の年金は、老齢基礎年金で、満額で月額約六万六、〇〇〇円です。将来、マクロ経済スライドが実施されると、物価の上昇に比べて、年金の上昇率は少なくなり、つまり、現在のお金の価値で考えると、一五％減の月額五万五、〇〇〇円になってしまいます。夫婦で一〇万円程度の年金です。

老後の生活費として、老齢基礎年金だけでは不安です。夫婦で月二〇万円程度は確保しておきたいものです。

自動的に積み立てられて、しかも掛金を支払っているときも年金を受け取るときにも税金のメリットがある、国民年金基金が最もお勧めだと思います。

国民年金基金の掛け金について

井戸さんご自身が国民年金基金に加入したきっかけは。

井戸 四〇代になり、そろそろ仕事を辞めたあとのことも考えようと思ったときに加入しました。

国民年金基金の掛金は、民間の保険会社の保険料とほとんど変わりませんでした。私の場合、個人事務所ですので、将来の年金をためながら、節税がでるということが大きな魅力に思いました。私は、国民年金基金には限度額まで加入しています。これによって、約八二万円社会保険料控除が使えます。

地方税である住民税は、国民健康保険料や介護保険料などを計算するときの基になっています。税金だけではなく、社会保険料にも大きく影響してきます。国民健康保険料は六三万円。介護保険料は一〇万円です。ので、あわせて七三万円の保険料が上限になります。なるべく

住民税については、低く抑えた理由がここにあります。民間の個人年金保険料控除は五万円ですが、国民年金基金の場合

場合は掛金の全額が社会保険料控除になります。

国民年金基金は、基本の年金は、終身年金です。さらに、期間を定めた確定年金を選ぶこともできます。ご自身、ご家族のライフプランにあわせて、上乗せの年金を組み合わせていることができます。

六五歳までは、いままでもお勤い、六五歳以降は、だんだん働くペースをゆっくりにして、いくなど、働き方に合わせて年金の受取り方法と金額を決められるのもよいと思います。

仕事を始めたばかりの方や、まだまだ教育費がかかりそうなる場合は、最初は続けられる範囲の掛金にしておいて、余裕が出てきたら、増額していくこともできます。

国民年金基金は、途中で口数を増やしたり減らしたりすることもできます。無理のない範囲で、早い時期からスタートすることが大切です。

また、国民年金基金では、受け取る年金について公的年金等控除が利用できるというメリットもあります。

井戸さん自身の加入例は

井戸さんご自身の国民年金基金の加入例を紹介していただけますか。

井戸 自身は、社会保険労務士なので、職能型である社会保険労務士国民年金基金に加入しています。

歳までは国民年金基金だけで月額四万円、六五歳から七五歳までは、老齢基礎年金と国民年金基金を合わせて月額一三万円の年金、七五歳からは老齢基礎年金と国民年金基金で九万円になります。

私の場合、自営業者なので、六〇歳を過ぎて少し仕事を減らしても、月に四万円くらい年金が入るようにしています。そして、六五歳以後は仕事中心でなくなることを予定して、六五歳から七五歳までは年金生活を楽しもうと思って月額を高くしています。七五歳以後は、お金のかららない遊び方を考えて、月

年齢の高い人にとってもメリットは

比較的年齢の高い人にとって国民年金基金のメリットは。

井戸 五〇歳以上の人たちにとっては、掛ける期間が短く、掛金が高くなっているという面があります。しかし、年齢が高い人の場合、総じて収入が高い場合が多いですから、自営業者という範囲でみると社会保険料控除を全額使えるので、それほど大きなデメリットにはならないと思います。

むしろ、年齢の高い自営業者の方にとっては、節税という面でのメリットを考えてみるべきではないでしょうか。節税による税金の削減を考えると、投資の効果としては利回りがとても高くなります。

また、自営業者の方には定年退職というものがありませんし、厚生年金のような在職中の

額九万円くらいでよいと考えています。

このように、国民年金基金は何歳でいくら受け取れるかがわかり、いろいろな組み合わせができるので、自分自身の生活設計を立てやすいのが大きな特徴だと思います。

私は最初は小規模企業共済に加入し、その後で国民年金基金に加入しました。小規模企業共済の場合、年金で受け取るよりも、仕事を辞めたときに受け取る一時金のほうが金額が多くなっています。二つの制度に加入しているので、一時金と年金で生活設計しています。

年金額の支給調整がありませんが、働きながら、減額されることがないので、自分のために積み立てて、受け取る年金額が確定している確定給付であるために、生活設計がしやすいというメリットがあります。

一方、受け取る年金額が運用によって変わる確定拠出年金の場合には、経済状況などによる運用の難しさというものがあります。年齢が若い人や運用経験があれば、魅力がある方法でしょう。しかし、五〇歳以上の人たちのように年齢が高くなると、運用の期間が短いだけに、なかなか運用益をあげることに難しいかもしれません。

五〇歳以上の方は、資産を管理し、安全確実な方法で年金の上乗せ方法を考えているものです。



井戸美枝 (いど・みえ) さん

神戸市生まれ。大学卒業後、民間企業に勤めたあと結婚。結婚後は専業主婦であったが、高齢社会における年金の役割に興味を持ち、年金の仕事をしたくて社会保険労務士の資格を取得。現在は、ファイナンシャルプランナーとして、講演や執筆などを通じて、資産運用、ライフプランについてアドバイスしている。

第2回 サービス・業務改善 コンテストを開催

昨年二月一八日、第二回サービス・業務改善コンテストが日本年金機構本部で開催された。本コンテストは、全国の年金事務所、サービスの向上、業務の改善を図ることを目的に、実際にサービス向上や業務改善につなげた取り組みを募り、共有し活用するもの。

約一二二事務所・事務センターの応募のうち、機構事務局が選定した九事務所・事務センターがプレゼンテーションを行った。審査結果は、第一位が札幌東年金事務所（北海道）、第二位が岐阜南年金事務所（岐阜）、第三位が本渡年金事務所（熊本）。

札幌東事務所では、新規適用後、すぐに滞納となる事業所の増加を受け、保険料見込額を算出する試算システムを作成。作成した保険料見込額を事業主宛に手交し、保険料納付時期（保険料計算後）に、納入告知書とは別に事業主宛に通知することにした。その結果、保険料見込額を書面で提示することで、事業主の資金計画の検討に寄与し、初回の滞納を回避でき、納付確認

が容易となるなどの効果が期待される。また、職員にも事務処理の定型化・迅速化が図られるため、作業負担が軽減するなどの効果が得られるとしている。岐阜南事務所では、「障害年金アンケート（障害年金、遺族年金チェックシート）」の活用による時間短縮と説明誤りの防止に努めたところ、障害年金について、初回相談時間が三五・七分から三三・三分へ（△二分六秒）、二回目以降の相談時間が二五・五分から二二・七分に（△二分五〇秒）短縮したほか、説明誤り・漏れ防止、お客様の不快感排除の効果が得られた。本渡事務所では、資格取得などの書類を年金事務所受付分と事務センター受付分を同じデータベースで管理する進捗管理システムを構築し、受付から事務処理、発送、返戻までを一括管理する。それによって、お客様からの照会時に各拠点でそれぞれ処理状況を確認でき、返戻内容の照会では返戻書類をPDFで取り込むことで、より判り易い説明が行うことができるなどの効果が期待できると報告した。

最後に磯村理事は「もたもたしている親（機構・本部）を見かねて子（年金事務所・事務センター）が頑張っているということを活かして、本部は時間を区切って取り入れるようにしてほしい」と講評を述べた。

九事務所と取り組み内容は下表のとおり。

所 属	発 表 者	件 名
札幌東年金事務所（北海道）	鈴木 秀利 所長	新規適用事業所の事業主に対する保険料見込額の案内方法の改善
弘前年金事務所（青森県）	丹羽 正人 所長	年金相談窓口等の充実
埼玉事務センター（埼玉県）	針谷 孝 センター長	品質改善パッケージ
世田谷年金事務所（東京都）	永津 優 所長	全員のアイデアで改善し続ける組織への改革
岐阜南年金事務所（岐阜県）	菅谷 隆 所長	チェックシート（障害年金、遺族年金）の活用による時間短縮と説明誤り等の防止
下京年金事務所（京都府）	岡田 充 所長	「週報」で、ホウレンソウが大きく育つ畑を作る
山口事務センター（山口県）	高市 俊雄 センター長	事務センター通信の発行
高知西年金事務所（高知県）	谷口 茂材 所長	ねんきん特別便未回答者に対する勧奨
本渡年金事務所（熊本県）	谷口 倫朗 所長	進捗管理システム（厚生年金保険適用関係）

千葉県で年金委員の研修会が開催される

年金事務所と年金委員会が共催

日本年金機構千葉年金事務所と千葉県国民年金委員会の共催による年金委員研修会が昨年二月二六日、千葉市の京葉銀行文化プラザで開催された。

千葉年金事務所戸村憲二所長、千葉県国民年金委員会岩瀬佑夫会長のあいさつに引き続き、千葉年金事務所松本忠廣副所長から「国民年金法の一部改正（案）」の説明があった。この法案は年金確保支援法案

員加入勧奨の実施、組織及び自治会等を通じた会員の確保により七二名に拡大することができた。

総会、理事会、役員会といった会議を開催する方、研修会を開催し、年金事務所との意見交換も行った。また「公的年金加入状況等調査」の調査員確保に協力したほか、年金制度周知においても自治会や敬老会を通じた周知や図書館や公民館への「年金広報」の設置、掲示要請を行った。さらに年金制度の啓発を目的とした年金教育も教育現場で行った。

年金教育推進員の活動報告では、樺村一之年金委員（元年金教育推進員）から教育の現場で若い人が希望の持てる年金制度を啓蒙することがいかに大切か体験を交えて報告された。実際には日本年金機構への移行にともない年金教育推進員は職を解かれていくが、「せっかくの推進員制度がなくなってしまうのは残念でならない。今でも教育現場から話に来てくれないか声がかかる」と教育推進員制度の復活を強く希望して報告を終えた。

とも呼ばれ現在、継続審議中。将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う、などの説明が行われた。

続いて内田安照理事から年金委員会の活動結果報告が行われた。昨年発足にこぎつけた同委員会は会員数を発足当初の四二名から、定時総会に併せての会

好評発売中

「年金図書」平成22年度改訂新版



年金相談AからZ（平成22年度版）

B5判 定価2,310円（本体2,200円＋税）
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢給付、障害給付、遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により深くポイントが理解できるよう編集。



国民年金ハンドブック（平成22年度版）

A5判 定価2,100円（本体2,000円＋税）
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。



国民年金法総覧（平成22年4月版）

B5判 定価4,410円（本体4,200円＋税）
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。3年ぶりの改訂版。



年金相談の手引（平成22年度版）

A5判 定価4,200円（本体4,000円＋税）
国民年金・厚生年金の受給条件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。



現場力を高める!! 年金相談Q&A（平成22年度版）

Vol.1 老齢年金加入と請求手続き B5判 定価1,050円（本体1,000円＋税）
Vol.2 老齢年金一年金額の計算 B5判 定価1,260円（本体1,200円＋税）
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円（本体1,000円＋税）
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ（問題）とA（解答）および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。

株式会社 社会保険研究所

東京 ☎ (03) 3252-7901 関西 ☎ (06) 6765-7836
中部 ☎ (052) 951-0261 中国 ☎ (082) 223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>

年金
よくある
国民
質問

Q.六〇歳以後も国民年金に加入できると聞きましたが？

六〇歳以後も国民年金に加入するには、任意加入被保険者となる方法があります。

任意加入被保険者には、六五歳になるまで加入可能な任意加入被保険者と六五歳から七〇歳まで加入可能な高齢任意加入被保険者の二種類があります。

このうち、六五歳になるまでの任意加入では、老齢基礎年金の受給資格期間（三〇〇月）を満たしていない人とともに、すでに受給資格期間を満たした人がより高額な老齢基礎年金を受給することを目指して被保険者になることができます。一方、六五歳以上の高齢任意加入では、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人は被保険者にはなりません。

●任意加入被保険者
（六五歳未満の人）

六五歳未満の人を対象とした任意加入被保険者となれるのは、次のような人です。

①日本国内に住所のある二〇歳以上六〇歳未満の人で、厚生年金保険・共済組合などから老齢年金または退職年金を受

けることのできる人。

②日本国内に住所のある六〇歳以上六五歳未満の人。

③日本国籍を有し海外に居住する二〇歳以上六五歳未満の人。なお、この六五歳未満の人を対象とした任意加入被保険者は、加入期間（保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間）が四八〇月に達した時点で強制的に任意加入被保険者資格を喪失することになります。また、仮に四八〇月を超えて保険料が納付された場合、その超過分の保険料は還付されます。

●高齢任意加入被保険者（六五歳以上七〇歳未満の人）

六五歳以上七〇歳未満の人を対象とした高齢任意加入被保険者となるのは、昭和四〇年四月一日以前に生まれて、次のいずれかに該当する人です。

①日本国内に住所のある六五歳以上七〇歳未満の人で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人。

②日本国籍を有し海外に居住する六五歳以上七〇歳未満の人で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人。なお、この高齢任意加入被保険者は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまでの期間に限られます。

*「国民年金よくある質問」は、当協会ホームページに掲載されています（http://www.nenkin.or.jp/member/faq_box/）。会員のみならず向けであるこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

年金
よくある
厚生
質問

Q.厚生年金保険の加入期間がありますが、国民年金の保険料を納めないと年金を受けれませんか？

二五年の資格期間

老齢厚生年金は、老齢基礎年金の上乗せ給付で、原則として老齢基礎年金が支給されるときに一体となって支給されるようになります。そのため、老齢厚生年金を受けるためには、すべての公的年金制度に共通した原則二五年という老齢基礎年金の資格期間を満たしていることが必要です。

厚生年金保険に加入した期間が二五年以上あれば、それだけで老齢基礎年金とともに老齢厚生年金を受けるための資格期間を満たしますが、厚生年金保険に加入した期間が二五年に満たない場合には、国民年金の加入期間（保険料納付済期間と保険料免除期間）とカラ期間を合わせて二五年以上なければ、老齢基礎年金も老齢厚生年金も受けるための資格期間を満たせないことになります。

ただし、老齢厚生年金を受けるための資格期間には、いくつかの特例が設けられています。

厚生年金保険の
被保険者期間の特例

昭和六〇年改正前の旧制度の厚生年金保険では、被保険者期間が二〇年以上あれば老齢年金が受けられることになっていました。この仕組みをうけて、昭和三年四月一日以前に生まれた人の場合、生年月日に応じて厚生年金保険などの被用者年金制度の加入期間が二〇～二十四年あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たすことになっています。

生年月日	期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和28年4月1日以前	21年
昭和29年4月1日以前	22年
昭和30年4月1日以前	23年
昭和31年4月1日以前	24年

中高齢の資格期間
短縮の特例

昭和六〇年改正前の旧制度の厚生年金保険では、四〇歳（女子は三五歳）到達以後の被保険者期間が一五年以上ある人に老齢年金が支給されていました。この仕組みをうけて、昭和二六年四月一日以前に生まれた人の場合、生年月日に応じて厚生年金保険の被保険者期間が一五～一九年あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たすことになっています。

生年月日	期間
昭和2年4月1日以前	21年
昭和3年4月1日以前	22年
昭和4年4月1日以前	23年
昭和5年4月1日以前	24年

なお、この特例では、一五～一九年のうち七年六か月以上が第四種被保険者（厚生年金保険の任意継続被保険者）または船員任意継続被保険者以外の期間でなければなりません。

生年月日	期間
昭和22年4月1日以前	15年
昭和23年4月1日以前	16年
昭和24年4月1日以前	17年
昭和25年4月1日以前	18年
昭和26年4月1日以前	19年

国民年金を含めた
期間の特例

昭和五年四月一日以前に生まれた人で、国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間およびカラ期間を合計した期間が二五年に満たない人の場合、国民年金を含めた公的年金制度の加入期間が二～二十四年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たすことになっています。

いつ起きるかわからない、
いつ起きてもおかしくない。

“その時”に備えて――

地域住民のための防災対策
パンフレット＆リーフレット



地震に備えるポイントが1冊でわかるパンフレット

あつ地震！ その時あなたは大丈夫？

地震が起きる前に日頃からこころえておくべき準備から、地震が起きた時に安全に避難するための方法や応急手当・救命手当、住まいの防災まで、地震に備えるポイントを網羅しています。

A4判/24頁カラー 定価：189円（本体180円＋税）

監修：鈴木 俊男（昭和女子大学講師・一級建築士）
高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域法人支援ネットワーク・サンダーバード理事）

テーマごとにコンパクトにまとめたリーフレット



災害のとき！
あなたの助けが必要な人がいます。

災害時要援護者を守るために、日頃の地域交流のあり方や災害時に要援護者を支援するポイントを解説。



グラツときたとき！
あなたの家の家具は倒れませんか？

大地震の時の家具類の転倒・落下を防止するための、自分でできる対策や安心度を高める工夫などを解説。



イザというとき！
覚えておきたい
応急手当と救命手当

けがや心臓停止などの急病に対して、病院で治療を受ける前に施しておきたい応急手当・救命手当を図解。

A4判/4頁カラー
定価：42円（本体40円＋税）

監修：高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域法人支援ネットワーク・サンダーバード理事）

*名称刷込み（スミ1色）をご希望の場合は、21,000円（税込）で申し受けます。

ご注文・お問い合わせは――

年友企画(株)

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-5-3 児谷ビル
TEL (03)3256-1711 FAX (03)3256-8928
<http://www.nen-yu.co.jp>



国民年金、厚生年金のご相談と手続き先

国民年金の第一号 被保険者は市区町村で

自営業者などの国民年金の第一号被保険者の方の年金の相談と各種の届出、手続き先は、お住まいの市区町村の国民年金の窓口となっています。

サラリーマンとその 被扶養配偶者の方は

厚生年金の加入者の方(国民年金の第二号被保険者)とその被扶養配偶者の方(国民年金の第三号被保険者)の年金の手続きは、勤め先の事業主の方が行いますので、ご自身で行う必要はありません。

ねんきんダイヤル

一般的な国民年金、厚生年金の相談には、加入者、受給者の方ともに、「ねんきんダイヤル」(☎〇五七〇〇五一一六五)が便利です。一般の固定電話では、接続先にかかわらず、市内通話料金のみで利用できます。IP電話・PHSからのダイヤル先は「〇三ー六七〇〇ー一一六五」となります。

電話する前に、年金手帳や年金証書、振込通知書などを用意したり、相談したい事柄をメモしておく便利です。
ねんきんダイヤルの受付時間

は、月々金曜日(八時三〇分～一七時一五分)(月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は一九時まで)。第二土曜日(九時三〇分～一六時)。
※日曜日と第二を除く土曜日、祝日、年末年始はご利用いただけません。

なお、「ねんきん定期便」および「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについては「ねんきん定期便専用ダイヤル」(☎〇五七〇〇五八一五五五)(IP電話・PHSからは〇三ー六七〇〇ー一一四四)に電話してください。

金の相談をご希望の方は、加入者、受給者の方ともに、年金事務所(全国三二カ所)または街角の年金相談センター(全国五一カ所)をご利用ください。両方とも、受付時間はねんきんダイヤルと同じです。
なお、年金事務所では、面談のほか、電話による相談も受け付けています。

【案内】この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまゝ掲載していただけます。
なお、この記事は当協会のHPからPDF、テキストデータとしてダウンロードできますので、ご自由にお使いください。

視点 観 点 コラム

でき婚礼賛

先日、出生に関する厚労省の統計が公表された。それによれば平成二十一年に最初の子供を産んだ女性のうち、四人に一人が結婚前に妊娠した「できちゃった婚」だったという。

略してでき婚、ウェディング関係の業界ではおめでた婚とか授かり婚としてイメージアップを図っているように、大きなお腹で、あるいは子連れでの結婚披露宴も普通の風景になっている。
しかし、このでき婚、事実

に即してみると、既に頭打ちになっている。昭和の終わりの頃から冒頭で述べた比率は徐々に増え始めて平成一四年にはほぼピークの約二八パーセントに達し、その後は若干下がりが気味だ。ただ、出産した母親の年齢は毎年異なるため、過去のデータを平成二十一年と同じ年齢構成で補正して比較すると、ここ七、八年は二五パーセント近辺のピークを推移している。

さて二十一年の統計を母親の年齢で見ると、一〇代後半で約八割、二〇代前半で約六割、二〇代後半で約二割、三〇歳以降では約一割と年齢層が若くなるほど高い傾向にある。この傾向はうなずけるだろう。

では地域的な傾向はどうか。九州・沖縄と東北がその割合が高く、最も高い沖縄は四二パーセント。最も低い東京、神奈川の二〇パーセントと比べるとほぼ倍の比率だ。

このような地域差の理由はわからないが、ただ出生率との相関は明らかだ。合計特殊出生率は全国で一・三七だが、沖縄は一・七九で全国最高、東京は一・一二で最低。

たから法的な婚姻に至るという考え方はむしろ古い(伝統的な)価値観に属するのではないか。

もはや諸先進国では子どもができて法的な婚姻をしない方が普通になりつつある。婚外子の比率をみるとフランス、スウェーデンは半分以上、アメリカでも約四割にもなっている。日本のそれはたったの二パーセントである。

で、これらの国々は日本よりずっと出生率が高い所に属している。特にフランスは出生率が二を超えており、EU域内でトップクラスだ。

出生率を上げるには社会の価値観を変えるべきとまでは言わないが、多様な結婚観、家族観を受け入れられる社会でないとなかなか出生率上昇は見込めないのかも知れない。

日本国民年金協会の図書

国民年金の話



国民年金制度をやさしく正しく理解できる小冊子です。市区町村の住民の皆様への配布資料として、各種講習会の教材としてご利用ください。
A5判 56ページ
定価: 210円(消費税込・送料別途)

平成22年度改訂新版

国民年金法の解説



昭和55年の創刊以来、国民年金制度の改正とともに歩む、信頼の法律専門書。読みやすく、分かりやすく国民年金法を解説しました。
A5判 278ページ
定価: 2,100円(消費税込・送料別途)

平成22年度改訂新版

国民年金実務担当者ハンドブック



資格取得届出書、免除申請書、裁定請求書などに係る市区町村の実務について解説。市区町村の国民年金担当者必携のハンドブックです。
A5判 112ページ
定価: 525円(消費税込・送料別途)

新刊22年3月刊行

年金委員ハンドブック



活動事例、活動の留意点をはじめ、データを豊富に掲載し、主に地域型の年金委員の皆さまの活動に必要な情報を一冊の本にまとめました。
A5判 128ページ
定価: 525円(消費税込・送料別途)

最新刊22年11月刊行

ご注文はファクシミリで
※書店では取り扱っておりません。

FAX. 03-3265-2894

社団法人 日本国民年金協会